

特記仕様書(畑地かんがい末端散水器材)

第1章 総則

第1節 一般

- 1 本仕様書は、令和5年度 畑地帯総合整備事業（担手支援）染ヶ岡・鬼ヶ久保3期地区 かんがい散水施設材料調達その1に適用する。
- 2 本仕様書に定めない事項については、「宮崎県農政水産部農業土木工事共通仕様書(令和4年4月宮崎県農政水産部)」に準じる。

第2章 材料

第1節 規格

- 1 使用材料は、すべて日本工業規格(以下「JIS」という。)または、これに準拠したものでなければならない。
- 2 材料の耐用年数は、10年以上でなければならない。

第2節 品質

- 1 使用材料は、納入に先立ちその品質規格寸法等について承認願いを発注者に提出する。
但し、発注者が特に指示したものについてはこの限りではない。
- 2 材料検査に合格したものであっても使用時に損傷変質変形したとき、または発注者が不良品と認めたときは、新品に取り替えるものとする。

第3章 器材規格（茶園立上りスプリンクラー、ストレーナー単体）

1 散水器

- ・スプリンクラーについては、使用圧力0.21Mps の時、散水量5.3ℓ/分、散水直径20.7m程度の器種とする。
- ・スプリンクラーは、図面に基づき、全円タイプ、半円タイプとする。

2 ライザー管

- ・ポップアップライザー管とし、外径は樹脂製、内径はSUS製とする。

3 配管材

- ・埋設部分については、塩ビ管（VP）、鋼管（SGP）、地表配管部については、ポリエチレン管とする。

4 取水施設

- ・ストレーナーはディスク式フィルターとし、取付け口径は 50mm とする。また、メッシュサイズは、受注後再度発注者と協議の上決定する。
- ・温度センサー付き自動バルブ（防霜コントローラー付）については、温度によって適切な間断時間で自動運転ができるものとし、手動運転に切り替えが可能なものとする。
- ・なお、納入に先立ち設計図書を照査し、配管の接続が妥当か確認し、相違があれば別途協議する。

第4章 散水器材の搬入

第1節 運搬

器材の積み卸しに際しては、突き放し、放り投げ、引き卸等によって器材に衝撃を与えてはならない。特に両端接続部、塗覆装部を損傷しないように必要に応じて保護を行うとともに、取り扱いは、慎重に行わなければならない。

また、運搬に際しては車体の振動等による器材の損傷を避けるため、ゴムシート、ムシロ等で保護を行うものとする。

第2節 搬入場所

搬入場所については、あらかじめ発注者と打ち合わせを行い、染ヶ岡・鬼ヶ久保3期地区内の指定する場所に搬入するものとする。